

# 令和7年度三田市徴収計画

## 1 計画の目的

- ・ 本計画は、三田市債権管理条例に基づき市の債権管理の一層の適正を図り、全庁一体となった取組みを進めるため、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として策定しています。
- ・ 本年度においても、債権の所管課長で構成される市公金収納対策委員会において、①全体の方針と計画、②債権回収の状況把握、③所管債権の進捗確認や課題解決の方策を協議し、市債権の適正な管理を徹底し未収額の縮減に取り組みます。
- ・ 以上の取組みを計画的に進めていくため、昨年度の評価を行ったうえで、債権管理条例第5条に基づき徴収計画を策定し、当該計画を着実に実行して本市全体の歳入確保の強化と適正化を推進します。

## 2 取組状況

地方自治体の基盤である財源の根幹をなす市税等の歳入確保は極めて重要であり、市民負担の公平性、財源基盤の観点からも収納向上対策を厳正に実施していく必要があります。

そのためにはここ数年の傾向を分析し、確実な評価を行いながら、その年々の対策を市全体の方針と債権別の方針を立てて、具体的に取り組んでいくことが大切です。

[対象となる債権区分と債権]	
公債権/強制徴収債権 (以下、A債権という。)	市税(市民税、固定資産税等)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公共下水道事業受益者負担金 等
公債権/非強制徴収債権 (以下、B債権という。)	し尿処理手数料、生活保護費返還金保護法63条分、生活排水処理施設使用料、児童手当返還金 等
私債権/非強制徴収債権 (以下、C債権という。)	市営住宅使用料・駐車場使用料、学校給食費実費徴収金、市民病院診療費一部負担金、水道料金 等

### (1) 収納率等の推移(3か年比較)

		R4	R5	R6
現年度分	収納率	99.3%	99.4%	99.3%
	未収金	188百万円	187百万円	193百万円
滞納繰越分	収納率	27.5%	28.0%	31.6%
	滞納繰越額	821百万円	750百万円	679百万円

#### [現年度分]

収納率は、令和4年度99.3%、令和5年度99.4%、令和6年度99.3%で推移し高い収納率を維持しています。未収金は、令和4年度188百万円、令和5年度187百万円で減少していましたが、令和6年度は193百万円でわずかながら増加に転じています。

#### [滞納繰越分]

収納率は、令和4年度27.5%、令和5年度28.0%、令和6年度31.6%で年々向上しています。滞納繰越額は令和4年度821百万円、令和5年度750百万円、令和6年度679百万円と圧縮が進んでいます。

## <債権別の推移>

### A債権

		R4	R5	R6
現年度分	収納率	99.3%	99.4%	99.4%
	未収金	163,200千円	152,142千円	161,862千円
滞納繰越分	収納率	26.1%	27.3%	29.6%
	滞納繰越額	729,548千円	669,784千円	604,088千円
	滞納繰越額の増減（前年度比）		△59,764千円	△65,696千円

### B債権

		R4	R5	R6
現年度分	収納率	99.1%	98.9%	98.6%
	未収金	996千円	1,164千円	1,612千円
滞納繰越分	収納率	12.8%	10.1%	22.7%
	滞納繰越額	14,745千円	13,565千円	5,224千円
	滞納繰越額の増減（前年度比）		△1,180千円	△8,341千円

### C債権

		R4	R5	R6
現年度分	収納率	99.4%	99.2%	99.3%
	未収金	24,716千円	34,210千円	30,023千円
滞納繰越分	収納率	43.6%	38.5%	49.4%
	滞納繰越額	77,608千円	67,213千円	70,248千円
	滞納繰越額の増減（前年度比）		△10,395千円	3,035千円

## (2) 令和6年度取組み

物価高が長期化しており、依然厳しい経済状況が続いていますが、令和6年度の現年及び滞納繰越の目標収納率は、A・B・C債権とも令和5年度の目標収納率と同率とし、目標達成に向けた取組を実施しました。

### <令和6年度目標収納率>

債権	現年	滞納繰越
A債権	99.5%	30.0%
B債権	99.2%	30.0%
C債権	99.5%	50.0%

## (3) 令和6年度取組みの評価

### 【現年度分】

収納率全体では、99.3%でした。目標収納率には届かなかったものの全体としては高い収納率となりました。しかしながら、全体の6割を占める市税の収納率が0.1%下がり取組みの強化が必要です。各債権の実績は右表のとおりです。

### <令和6年度実績収納率>

債権	目標	実績
A債権	99.5%	99.4%
B債権	99.2%	98.6%
C債権	99.5%	99.3%
全体		99.3%

【滞納繰越分（翌年度に繰越された未収債権）】

- ① A債権は29.6%と前年度比2.3%増加しました。滞納処分等の取組みが進み、前年度を上回る収納率となりました。
- ② B債権は22.7%と前年度比12.6%増加しました。令和5年度に相続放棄債権等の不良債権を不納欠損として処理したことから滞納繰越額が大幅に圧縮され、結果として、収納率の増加につながりました。
- ③ C債権は49.4%と前年度比10.9%増加しました。文書・電話・訪問による催告や納付指導を継続的に実施したことにより、収納率が増加しました。
- ④ 税以外の徴収困難な債権について、保育所保護者負担金、介護保険、後期高齢者医療保険料、下水道使用料等の重点債権を絞り込み「債権回収チーム」を編成し取組みを強化しました。市税と連携した差押の実施、財産調査を実施し分納誓約による納付指導、不納欠損の処理を行いました。

＜令和6年度実績収納率＞

債権	目標	実績
A債権	30.0%	29.6%
B債権	30.0%	22.7%
C債権	50.0%	49.4%
全体		31.6%

### 3 令和7年度の取組方針

#### (1) 目標収納率

現年は、ABC債権とも達成できなかった令和6年度の目標収納率と同率とします。滞納繰越については、AC債権は、概ね目標収納率を達成しており、令和7年度は、更なる収納率の向上を目指し5%上乘せします。B債権は引き続き同じ収納率とします。

ただし、個々の債権で前年度収納率が令和7年度の目標収納率を上回っている場合は、その数値以上の収納率を目標とします。

債権区分	令和6年度実績収納率				令和7年度目標収納率	
	現年		滞納繰越		現年	滞納繰越
	目標	実績	目標	実績		
A債権	99.5%	99.4%	30.0%	29.6%	99.5%	35.0%
B債権	99.2%	98.6%	30.0%	22.7%	99.2%	30.0%
C債権	99.5%	99.3%	50.0%	49.4%	99.5%	55.0%

#### (2) 現年債権回収の取組み

##### ① 期限内納付の促進

新規未収案件は可能な限り早期・集中的に電話・文書等で納付勧奨することで早期完納を目指します。

##### ② 納付指導の強化、納付相談の充実

###### ア 文書催告・電話催告、納付相談の強化

文書催告、電話催告、納付相談を計画的かつ確実に実施することで早期完納を目指します。また、市税については自動音声電話による夜間・休日を中心とした電話催告などにより納税者の実態に即した取組みを実施します。

###### イ 出納整理期間の取組み強化

出納閉鎖までの期間、文書・電話催告などの取組みを強化します。

### (3) 滞納繰越債権回収の取組み

- ① 滞納者の返済能力の確実な把握  
分納不履行者を中心に滞納者の返済能力把握を強化します。
- ② 強制徴収債権の滞納処分の強化  
預貯金照会及び「Web 不動産情報提供サービス」による登記情報の閲覧などにより滞納者の財産調査を強化し返済能力が有りながら、納付に応じない滞納者には、A債権は給与・預貯金中心に差押えを積極的に実施します。
- ③ 非強制徴収債権の支払督促申立ての強化  
市で作成した「支払督促申立の基準」及び「BC債権の回収の流れ」マニュアルに基づき、積極的に支払督促申立等の手続きを実施します。
- ④ 不良債権の確実な整理  
返済能力が認められず回収を見込めない不良債権について、A債権については執行停止、B・C債権については徴収停止や債権放棄を行います。

## 4 重点的な取組み

### (1) 税以外の債権回収の取組み【継続】

本年度は、A債権については、令和6年度「債権回収チーム」での取組みを継続します。B・C債権については、各債権間の情報共有や滞納整理のスキル向上を図るとともに、回収が進んでいない個別債権を絞り込み、支払督促申立や徴収停止等手続きを実施し、不良債権化の解消に向けて取組みます。

### (2) 期限内納付に向けた取組み【継続】

固定資産税、軽自動車税に加え、令和8年度からは市県民税、国民健康保険税が「地方税共通納税システムのQRコード(eL-QR)」を活用し、スマホアプリ納付やクレジット納付、全国の金融機関での納付が本格的に可能となります。今後、税以外の公金についても取り扱いの拡大を予定しており、納付しやすい環境が充実することにより期限内納付の促進を図ります。

さらに、令和7年1月から始まった「Web口座振替申込受付サービス」では、手続きが簡素化されたうえ、一部のネット銀行も利用できるなどのメリットを活かし利用拡大に向けた取組みを強化し、口座振替による期限内納付の促進を図ります。

### (3) 督促手数料の廃止について【継続】

督促手数料については、国税や県税では既に廃止しており、近隣自治体においてもここ数年で廃止が進んでいます。この背景には、督促事務にかかるコストと手数料が見合っていないなど、様々な要因がありますが、窓口払い以外にQRコードによるスマホアプリ納付など納付方法が多様化している現状においては、督促手数料が無いことで手持ちの納付書にて速やかに納付することができるなどのメリットも期待できます。このようなことから、令和8年度からの督促手数料の廃止に向けた調整を進めていきます。